電気需給約款（高圧・特別高圧）
【市場連動プラン/ハイブリッドプラン/上限付き市場連動プランＣ＆Ｆ】

（株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ　ＢＵＳＩＮＥＳＳ　ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ供給）

株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ

2026年10月1日

Ⅰ 総則 1
第1条（適 用） 1
第2条（約款の変更） 1
第3条（定 義） 1
第4条（単位および端数処理） 2
第5条（定めの無い事項） 2
Ⅱ 契約の申込み 2
第6条（電気需給契約の申込み） 2
第7条（遵守事項） 2
第8条（電気需給契約の成立） 3
第9条（供給の開始） 3
第10条（承諾の限界） 3
Ⅲ 契約電力および料金 3
第11条（契約電力） 3
第12条（料 金） 4
Ⅳ 料金の算定および支払い 6
第13条（検 針 日） 6
第14条（料金の算定期間） 6
第15条（使用電力量等の計量） 6
第16条（料金の算定） 6
第17条（料金その他の支払方法） 6
第18条（料金の支払義務および支払期日） 7
第19条（延滞利息） 7
Ⅴ 使用および供給 7
第20条（適正契約の保持） 7
第21条（契約超過金等） 7
第22条（力率の保持） 7
第23条（託送供給に関する事項） 8
第24条（供給の停止） 8
第25条（供給の中止または使用の制限もしくは中止） 8
第26条（損害賠償の免責） 9
第27条（設備の賠償） 9
Ⅵ 契約の変更および終了 9
第28条（電気需給契約の変更等） 9
第29条（電気需給契約の消滅） 10
第30条（供給開始後の電気需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算） 10
第31条（解 約 等） 10
第32条（電気需給契約消滅後の債権債務関係） 10

第33条（解約違約金） 11
Ⅶ 工事費の負担 11
第34条（記録型計量器等の取付け） 11
第35条（供給設備の工事費負担金） 11
Ⅷ その他 12
第36条（反社会的勢力の排除） 12
第37条（個人情報の取り扱い） 12
第38条（管轄裁判所） 12
第39条（本約款の実施日） 12
別表１ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 13
別表２ 非化石証書費 14

Ⅰ総則

第1条(適 用)

1 この電気需給約款（高圧・特別高圧）【市場連動プラン/ハイブリッドプラン/上限付き市場連動プランＣ＆Ｆ】（以下「本約款」といいます。）は、株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ（以下「当社」といいます。）が、当社所定の方法によって申込みをいただいた高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客様（以下「お客様」といいます。）に対し、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して、小売電気事業者である株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ　ＢＵＳＩＮＥＳＳ　ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ（以下「ＵＰＢＭ」といいます。）が供給する電気を当社が小売するときの標準的な電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

2 当社は、小売電気事業者であるＵＰＢＭとの取次契約にもとづき電気を小売りします。

3　ＵＰＢＭは、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき当該一般送配電事業者と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給します。

第2条(約款の変更)

1　当社は、法令、条例、規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、燃料費等が高騰した場合、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）が変更された場合、当社とＵＰＢＭ間で締結した取次契約の改定またはその他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の条件は変更後の約款によります。

2.当社は、変更後の電気需給約款に基づき、電気需給契約の変更についてお客様に申入れを行うことがあります。

第3条(定 義)

本約款における用語の定義は、それぞれ次の各号のとおりとします。

(1) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。

(2) 特別高圧
標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(3) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。

(4) 契約受電設備
契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(5) 契約電力
契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(6) 最大需要電力
需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(7) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(8) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間をいいます。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

第4条(単位および端数処理)
本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次の各号のとおりとします。
(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入とします。
(2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入とします。ただし、高圧で供給する場合で、本約款第11条第1項を適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットとします。
(3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入とします。
(4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入とします。
(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てとします。

第5条(定めの無い事項)
本約款に定めのない事項は、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

第6条(電気需給契約の申込み)
1 お客様が新たに電気需給契約を希望される場合、お客様は、あらかじめ本約款および当該書面を承諾のうえ、当社所定の方法により、必要事項を明記のうえ、申込みをするものとします。
2 前項による申込みをするにあたり、契約負荷設備、契約受電設備および契約電力を記載する場合は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、申込みをするものとします。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により提出するものとします。
3 供給設備の工事を要することが見込まれる場合は、供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ、その旨を当社に申し出るものとし、供給設備の状況等について当該一般送配電事業者に照会したうえで、申込みをするものとします。

第7条(遵守事項)
お客様は、電気需給契約により当社からの電気の供給を受ける場合は、次の各号の定めを遵守するものとします。
(1) お客様が電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、当該一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。
(2) 託送約款等における需要者に関する事項を遵守し、当該一般送配電事業者からの給電指令に従うこと。

第8条(電気需給契約の成立)
1　電気需給契約は、本約款第6条第1項によるお客様からの申込みを当社が承諾したときに成立するものとします。
2　電気需給契約の契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日より後の最初の検針日（第13条に定める）または計量日（第14条第2項に定める）が属する月を起算月として11か月後の月に属する検　針日または計量日の前日までとします。ただし、契約期間満了日の3か月前までに、お客様または当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、1年ごとに同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
3　お客様が電気需給契約の申込みに使用する申込書（以下「申込書」といいます。）に当社が契約期間を記載して提示した場合には、前項の規定にかかわらず、その電気需給契約の契約期間は、申込書に記載された契約期間とします。
4　当社は、電気事業法その他法令に基づきお客様に交付される書面に記載すべき料金その他の供給条件を、書面の交付に代えて、それを記録したPDFファイルの当社ウェブサイトへの掲載その他当社所定の方法により提供を行うものとし、お客様はこれをあらかじめ承諾するものとします。また当社は、電気需給契約の更新または変更をする場合には、電気事業法その他法令に基づくお客様への説明および交付すべき書面への記載を一部省略できるものとし、お客様はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第9条(供給の開始)
1　当社は、お客様の電気需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを行います。その後、すみやかにＵＰＢＭにより電気を供給します。
2　天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客様に対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、新たに需給開始日を定めます。

第10条(承諾の限界)
　当社およびＵＰＢＭは、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を、支払期日を経過しても支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

Ⅲ 契約電力および料金

第11条(契約電力)
　契約電力は、次の各号によって定めるものとします。
　(1) 契約電力が500キロワット未満の場合、各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、以下、本号により契約電力を定めるお客様を「実量制のお客様」といいます。
　　① 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客様が新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12か月の期間の各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、ＵＰＢＭから新たに電気の供給を受ける前からお客様が同一の需要場所で同一の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。
　　②　契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1か月の増加された日以

降の期間の最大需要電力の値がその1か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とします。

(2)　契約電力が500キロワット以上の場合、契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客様と当社またはＵＰＢＭとの協議によって定めるものとします。なお、以下、本号により契約電力を定めるお客様を「協議契約のお客様」といいます。
(3)　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客様の最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を前号によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は第1号によって定めるものとします。

第12条(料 金)

料金は、以下の各号に定める基本料金、電力量料金、予備線料金、予備電源料金、自家発補給料金、別表1によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2によって算定された非化石証書費の合計とします。ただし、基本料金は以下の第3号によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとします。

(1) 基本料金

電気需給契約に定める託送基本料金単価および契約電力に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の基本料金とします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

託送基本料金単価 × 契約電力 × 力率割引または割増＝基本料金

(2) 電力量料金

申込書に当社が本規定と異なる条件を記載して提示した場合を除き、次の計算式により算定した金額を1か月の電力量料金とします。なお、次の計算式の各項の算定方法は、申込書に定めるものとします。

電源調達費＋託送従量料金＋需給管理手数料＋当社管理費＝電力量料金

(3) 力率割引および割増し

① 力率は、その1か月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとします。)　とします。

② 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は85パーセントとみなします。

(4) 容量拠出金相当額

電気需給契約に定める容量拠出金単価および契約電力に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の容量拠出金相当額とします。

容量拠出金単価×契約電力

(5) 予備電力

① 予備線料金

A)　受電電圧については常時供給と同じ常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合とします。

B)　予備線を使用する場合の基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、旧一般電気事業者の定める予備線基本料金単価と同単価を適用し、従量料金に関しては常時供給分と同じ金額を適用するものとします。なお、従量料金は本条第2号

に定める電力量料金と併せて算定することがあります。

② 予備電源料金

A) 受電電圧については常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合とします。

B) 予備電源を使用する場合の基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、旧一般電気事業者の定める予備電源基本料金単価と同単価を適用し、従量料金に関しては常時供給分と同じ金額を適用するものとします。なお、従量料金は本条第2号に定める電力量料金と併せて算定することがあります。

(6)自家発補給料金

お客様の発電設備等検査、補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けることを希望し、自家発補給電力の電気需給契約を締結した場合の条件および料金は、以下のとおりとします。

① 契約電力はお客様と当社とで協議のうえ定めます。

② 供給開始の時刻と終了の時刻とをあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故その他やむをえない事由によりあらかじめ通知できない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知するものとし、必要に応じて、発電設備の運転に関する記録等の資料を当社に提出するものとします。

③ 電気需給契約に定める使用月基本料金単価および契約電力に基づき、以下により算定した金額を１か月の基本料金とします。

A) 自家発補給電力による電気の供給を受けた料金の算定期間の場合
使用月基本料金単価に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の基本料金とします。
使用月基本料金単価 × 契約電力 × 力率割引または割増し＝基本料金

B) 自家発補給電力による電気の供給をまったく受けない料金の算定期間の場合
不使用月基本料金単価に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の基本料金とします。なお、不使用月基本料金単価は、使用月基本料金単価に１０分の３を乗じて得た金額とします。
不使用月基本料金単価 × 契約電力＝基本料金

④ 従量料金は、本条第2号に定める電力量料金の計算式を準用して計算いたします。また、従量料金は本条第2号に定める電力量料金と併せて算定することがあります。

⑤ お客様が別途当社と協議をして当社と自家発補給契約を締結し、かつ、電気需給契約で定める契約電力（以下「主契約電力」といいます。）と自家発補給電力を同一計量する場合は、以下のとおりとします。

A) 主契約電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、その１か月の最大需要電力が主契約電力をこえないときは、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

B) 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合で、自家発補給電力を使用したときの自家発補給電力の最大需要電力は、原則として自家発補給料金による契約電力とみなします。ただし、自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計を超えた場合は、当該一般送配電事業者または配電事業者が当社に通知した値をその１か月の最大需要電力とします。なお、この場合において、協議契約のお客様については、最大需要電力から、主契約電力と自家発補給契約電力の合計を差し引いて得た値を本約款第21条に定める契約超過電力とみなして、契約超過金を申し受けます。

Ⅳ 料金の算定および支払い

第13条(検 針 日)

電気の検針は、受電地点または供給地点ごとに、当該一般送配電事業者が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針日」といいます。）に行なうものとします。ただし、高圧で供給する場合で、本約款第11条第1項第2号によって契約電力を定める場合、または、特別高圧で供給する場合は、当該一般送配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず毎月1日を検針日とします。

第14条(料金の算定期間)

1　料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。） とします。ただし、お客様が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間とします。

2　当社があらかじめお客様に電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日(以下「計量日」といいます。)を通知した場合は、前号の定めにかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)を料金の算定期間とします。ただし、お客様が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間とします。

第15条(使用電力量等の計量)

1　使用電力量および最大需要電力等は、託送約款等に定める方法により当該一般送配電事業者が計量する接続供給電力量および最大需要電力等とします。

2　計量器の故障等により当該一般送配電事業者が使用電力量および最大需要電力を正しく計量できない場合には、ＵＰＢＭと当該一般送配電事業者との協議によって定めるものとします。

第16条(料金の算定)

1　料金は、算定期間を「月」として算定するものとします。ただし、電気の供給を開始または電気需給契約が消滅した場合等により、算定期間が1か月に満たない場合は日割計算により算定するものとします。

2　料金は、電気需給契約ごとに定める料金を適用して算定するものとします。

第17条(料金その他の支払方法)

1　お客様は、料金については毎月、工事費負担金その他の支払いについてはそのつど、お客様が指定する口座からの引き落とし、または電気需給契約に定める方法により、当社に支払うものとします。

2　前項による支払いは、お客様の指定する口座から引き落とされたとき、または電気需給契約に定める支払方法による支払いが履行されたときをもって、当社に対する支払いがなされたものとします。

3　お客様は、第1項で定める支払方法を変更する場合、当社所定の方法により当社に申し出るものとし、変更後の支払方法は、当社が当該申出を承諾し、所定の手続きが完了した後の最初の請求から適用されるものとします。

4　　前項の定めにかかわらず、お客様が支払方法を変更した場合であって、変更前の支払方法に係る未払い料金があるときは、当社は、当該未払い料金及び延滞利息を、変更後の支払方法にて支払われる料金と合算して請求することができるものとします。この場合、

お客様は、合算された料金を、変更後の支払方法により支払うものとします。
5　当社は、前項に基づき合算した料金を請求する際は、請求書等によりその内訳（延滞利息を含みます）を明示し、お客様に通知いたします。

第18条(料金の支払義務および支払期日)
1　お客様の料金の支払義務は、当社が当該一般送配電事業者から計量結果、その他料金算定に必要な情報を受領し、当社がお客様に請求を行った日に発生します。
2　電気需給契約に別段の定めがない限り、料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とし、お客様は、当該支払期日までに第17条1項に定める方法にて料金を支払うものとします。ただし、お客様が指定する口座からの引き落としによる方法で料金を支払う場合、支払期日は口座から引き落としされる予定日とします。なお、当該日が金融機関の休業日の場合、支払期日は翌営業日とします。

第19条(延滞利息)
1　支払期日を経過してもお客様が料金を支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
2　延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）および次の算式により算定された金額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた残額に、年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。）を乗じて得た金額とします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は1円とし、端数については切り捨てるものとします。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 × 10 ÷ 110

3　延滞利息は、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払うものとします。

Ⅴ 使用および供給

第20条(適正契約の保持)
当社は、お客様が契約電力を超えて電気を使用される等、お客様との電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められると当社またはＵＰＢＭが判断した場合は、すみやかにお客様に通知するものとし、お客様は、当該契約を適正なものに変更するものとします。

第21条(契約超過金等)
1　当社は、協議契約のお客様が契約電力を超えて電気を使用した場合または実量制のお客様の最大需要電力が500キロワット以上になった場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその1か月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。なお、契約超過電力とは、その1か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。
2　契約超過金は、原則として契約電力を超えて電気を使用した月の料金の支払期日までに支払うものとします。

第22条(力率の保持)
お客様は、需要場所の負荷の力率を、85パーセント以上に保持するよう努めるものとし

ます。

第23条(託送供給に関する事項)

ＵＰＢＭは、電気を供給するにあたっては、託送約款等に基づき、当該一般送配電事業者が維持、運用する供給設備を介して電気を供給するものとし、お客様は、託送約款等に定める以下の各号に定める事項について同意するものとします。

(1) 当該一般送配電事業者による需要場所への立入りによる業務の実施

次に定める業務を実施するため、お客様の承諾を得て当該一般送配電事業者がお客様の土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、お客様は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。

① 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または記録型計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査

② 次号に定める(保安等に対するお客様の協力)により必要なお客様の電気工作物の検査等の業務

③ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認④ 記録型計量器の検針または計量値の確認

⑤ 本約款第24条、本約款第25条、本約款第29条または本約款第31条により必要な処置

⑥託送約款等によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(2) 保安等に対するお客様の協力

① お客様は、次の場合には、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者および当社に通知するものとします。

a) お客様が、引込線、記録型計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

b) お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

② お客様が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。) の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知するものとします。なお、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、当該物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知するものとし、これらの場合において、保安上とくに必要があるとＵＰＢＭが判断した場合、お客様は、その内容を変更するものとします。

第24条(供給の停止)

お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、当該一般送配電事業者は、当該託送供給を停止することがあります。

(1) お客様の責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。

(2) 需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失し、当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合。

(3) その他、託送約款等における需要者に関する事項をお客様が遵守しない場合。

第25条(供給の中止または使用の制限もしくは中止)

当社およびＵＰＢＭは、次の各号のいずれかの場合には、供給時間中に電気の供給を中止

し、またはお客様の電気の使用を制限し、もしくは中止を求める場合があります。
(1) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合。
(2) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合。
(3) 系統全体の需要が大きく低下し、当該一般送配電事業者の調整電源による対策の実施にもかかわらず、当該一般送配電事業者の原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合。
(4) 非常変災の場合。
(5) その他電気の需給上または保安上必要がある場合。

第26条(損害賠償の免責)
1　当社およびＵＰＢＭは、本約款第25条によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、その原因が当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
2　本約款第24条によって電気の供給を停止した場合または本約款第31条によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合、当社およびＵＰＢＭは、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
3　漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社およびＵＰＢＭの責めとならない理由によるものであるときには、当社およびＵＰＢＭは、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

第27条(設備の賠償)
お客様が故意または過失によって、需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客様はその設備について次の金額を賠償するものとします。
(1) 修理が可能である場合は、修理費
(2) 亡失または修理が不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ 契約の変更および終了

第28条(電気需給契約の変更等)
1　お客様は、本約款第8条第2項により、契約期間満了日の3か月前までに申し出ることにより、更新後の電気需給契約を変更することができるものとします。その場合、本約款第6条乃至第10条に定める新たに電気需給契約を希望する場合に準ずるものとします。
2　当社は、法令、条例、規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、燃料費等が高騰した場合、本約款が改定された場合その他当社が必要と判断した場合には、電気需給契約の変更をすることができるものとします。この場合には、当社は、あらかじめ変更内容および変更時期を、相当の期間を定めて書面により通知し、変更時期までにお客様から別段の意思表示が無い場合は、当該変更は承諾されたものとします。
3　お客様は、あらかじめ当社から承諾を得ることなく、当社と締結した電気需給契約の契約上の地位を第三者に譲渡（合併その他の一般承継の場合を含みます。以下本項において同じとします。）できないものとします。電気需給契約の契約上の地位の譲渡を希望するお客様は、原則として譲渡希望日の3か月前までに当社所定の情報を記載した書面を当社に提出して承諾を求めるものとします。当社が当該譲渡を承諾しない場合には、その旨の通知をお客様に発した日から3か月を経過する日をもって、当該譲渡の対象の電気需給契約は消滅するものとします。

第29条(電気需給契約の消滅)

1　お客様は、電気需給契約に基づく電気の使用を廃止しようとする場合、あらかじめその廃止期日を定め、廃止期日の3か月前までに当社所定の方法により通知するものとします。

2　当社は、電気需給契約に基づく電気の供給を廃止する場合、廃止期日の3か月前までにお客様へ通知するものとします。

3　当社およびＵＰＢＭは、原則として、お客様から通知された廃止期日に、需給を終了させるための適当な手続きを行なうものとし、お客様は、必要に応じてこれに協力するものとします。

4　電気需給契約は、本約款第31条および次の各号に定める場合を除き、お客様が当社に通知した廃止期日に消滅します。

(1)　当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、ＵＰＢＭにて当該一般送配電事業者へ確認の上、電気需給契約の消滅日を決定し、当社よりお客様に通知するものとします。

(2)　当社およびＵＰＢＭの責めに帰さない事由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものとします。

第30条(供給開始後の電気需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算)

当社は、お客様が、契約電力を新たに設定、または増加した後、1年に満たないでこれを消滅または減少させる場合で、ＵＰＢＭが当該一般送配電事業者から託送約款等に基づく請求を受けたときは、電気需給契約の消滅または変更の日に料金および工事費の清算にかかる額を、お客様から申し受けます。

第31条(解 約 等)

1　お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気需給契約の解約をする場合があります。なお、第1号、第2号、第3号および第4号に該当する場合は、解約の15日前までに当社からお客様に通知するものとします。

(1)　支払期日を経過してもお客様が料金を支払わない場合。

(2)　支払期日を経過してもお客様が他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払わない場合。

(3)　電気需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、契約超過金、工事費負担金その他電気需給契約から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合。

(4)お客様が支払停止の状態に陥った場合。

(5)本約款第24条によって電気の供給を停止されたお客様が、当該一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合。

2　お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、何ら催告を要することなく、電気需給契約を解除するものとします。

(1)　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、または解散の決議を行なった場合。

(2)　仮差押え、仮処分の申立てを受けた場合。

(3)　手形不渡り処分を受けた場合。

(4)　電子交換所による取引停止処分を受けた場合。

第32条(電気需給契約消滅後の債権債務関係)

電気需給契約の契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅しないものとします。

第33条(解約違約金)

1　第 8 条第 2 項に定める契約期間満了前に電気需給契約を廃止または解約される場合は、次の計算式により算出した解約違約金を申し受けます。ただし、供給開始月および電気需給契約の消滅月が日割計算である場合は、当該各月の料金および料金算定月は、本項、次項および第３項の計算式に含まないものとします。

・電気需給契約に基づき算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×電気需給契約の残期間×20%

2　本約款第8条第2項に基づく電気需給契約期間の更新後に、本約款第29条第1項に基づく電気の使用を廃止しようとする場合において、廃止期日の3か月前までに当社所定の方法による通知がないときは、解約違約金を申し受けます。なお、この場合の解約違約金は、廃止の通知が当社に到着した時期に応じて、次の計算式により算出した解約違約金とします。

(1)　廃止期日の1か月前となった場合または廃止期日が経過するまでに何ら通知がない場合

電気需給契約に基づき廃止期日の1か月前までの1年間に算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×2か月×20%

(2) 廃止期日の2か月前となった場合

電気需給契約に基づき廃止期日の2か月前までの1年間に算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×1か月×20%

3　本約款第31条第1項に基づき当社が電気需給契約を解約した場合または同条第2項に基づき当社が電気需給契約を解除した場合には、次の計算式により算出した解約違約金を申し受けます。

・解約日または解除日の属する月の前月まで1年間に算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×2か月×20%

4　本条による解約違約金の支払いは、当社の指定する期日までに、当社が指定した方法により支払うものとします。

Ⅶ 工事費の負担

第34条(記録型計量器等の取付け)

1　料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)　については、託送約款等に基づき、原則として、当該一般送配電事業者が選定、所有し、当該一般送配電事業者の負担で取り付けるものとします。ただし、お客様の希望によって記録型計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客様の負担により、お客様で取り付けていただく場合があるものとします。

2　お客様の希望によって記録型計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、実費相当額をお客様から申し受けます。

第35条(供給設備の工事費負担金)

お客様が契約電力を増加される場合において、これにともない新たに供給設備の工事が必要となる場合、または、契約電力等の増加にともなわず、お客様の希望によって供給地点への当該一般送配電事業者の供給設備を変更する場合において、ＵＰＢＭが当該一般送配電事業者から託送約款等に基づく工事費の負担を求められたときは、お客様はその負担金を支払うものとします。

Ⅷ　その他

第36条(反社会的勢力の排除)

1　お客様は、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）および以下の各号のいずれか一にでも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
(5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2　お客様は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

3　当社は、お客様が第１項または前項に違反した場合は、お客様が当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、解除されたお客様の受けた損害について、一切の賠償の責めを負わないものとします。

第37条(個人情報の取り扱い)

当社は、電気需給契約に基づきお客様から取得した個人情報を、当社の定める「小売電気事業分野における個人情報の取扱いについて」（https://u-power.jp/retailelectricity-privacypolicy/）及び「個人情報の取扱いについて」（https://u-power.jp/privacypolicy/）に従って取り扱います。

第38条(管轄裁判所)

お客様との電気需給契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第39条(本約款の実施日)

本約款は 2026年10月１日より施行するものとします。

以下余白

別表１　再生可能エネルギー発電促進賦課金

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とします。

2　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定するものとします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は1円とし、その端数は切り捨てとします。

(2)　お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合は、お客様は当社にその旨を申し出るものとします。

以　上

別表２　非化石証書費

1　プラン別の非化石証書購入量

プラン	非化石証書の購入量
GREEN10	お客様の使用電力量の10%の非化石証書を購入することで、実質再エネ 10%の電気とすることを実現するプラン※
GREEN100	お客様の使用電力量の100%の非化石証書を購入することで、実質再エネ 100%の電気とすることを実現するプラン※

※非化石証書は市場取引（日本卸電力取引所（JEPX）が管理する非化石価値取引市場での取引）によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。

2　プラン別非化石証書費

プラン	料金	
	区分	単価(税込)
GREEN10	使用電力量 1kWh につき	0.14円
GREEN100		1.43円

3　非化石証書費の改定

当社は、非化石証書の市場取引価格が改定された場合、毎年4月1日時点において、非化石証書費の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することが出来るものとします。

以 上